

島根県報

号外第一一四号

平成十五年十月十四日

(火曜日)

条 例

目 次

- 島根県条例の左横書きの実施等に関する条例 (総務課) 二
- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 六
- 島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例 (畜産振興課) 八
- 島根県手数料条例の一部を改正する条例 (森林整備課) 九
- 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 一〇

公布された条例等のあらまし

島根県条例の左横書きの実施等に関する条例 (条例第五六号)

一 条例の概要

- 1 この条例の施行の際現に公布されている条例 (以下「既存条例」という。)の形式を左横書きに改正することとした。(第二条第一項関係)
- 2 1については、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。)及び様式については、適用しないこととした。(第一条第二項関係)
- 3 用語用字について現在使用されている表記に改めることとした。(第三条関係)

二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。

- 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第五七号)
- 一 条例の概要

1 勤続二十年以上の勧奨退職者、定年退職者等に対する退職手当の調整率を、百分の百十から百分の百四に引き下げることとした。

2 定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置について、退職の日における給料月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表九号俸相当額以上である者を特例措置の対象から除くこととした。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の施行により、引用する規定の整理を行うこととした。

4 平成十六年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間における調整率を百分の百七とする経過措置を講ずることとした。

5 その他規定の整理

二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。ただし、一の3については、公布の日から施行することとした。

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例 (条例第五八号)

一 条例の概要

- 1 県内で生産された子牛を売却等する場合に家畜市場において競り売りに付さなければならないという規制に対して、次に掲げる子牛を県内の肉用牛農家等に売却又は譲渡する場合を例外とすることとした。(第二条関係)
 - (1) 和牛以外の牛に和牛の受精卵を移植することにより生産した子牛
 - (2) 所有者の疾病等により飼育管理することが困難となった子牛
- 2 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五九号)

一 条例の概要

狩猟者登録の変更登録に係る手数料の新設 (別表四十一の項関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
狩猟者登録の変更登録をしようとする者	一、九〇〇円

- 二 施行期日
公布の日から施行することとした。
- 島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第六〇号）
- 一 条例の概要

- 二 施行期日
県営住宅の設置を定めた別表に今市団地を追加することとした。（別表関係）
- 規則で定める日から施行することとした。

条

例

島根県条例の左横書きの実施等に関する条例をここに公布する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十六号

島根県条例の左横書きの実施等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存条例の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

- 二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存条例における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字（枝番号を除く。）	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 号を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
七 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字

<p>八 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削りつけたことにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>
<p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であって当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	<p></p>
<p>十三 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した項</p>
<p>十四 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>十五 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>上記</p>

十六	上欄	
十七	下欄	
十八	よつ音に用いる「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「や」、「ゆ」、「よ」又は「ゃ」、「ゅ」又は「ょ」	それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「や」、「ゆ」、「よ」、「ゃ」、「ゅ」又は「ょ」
十九	促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
二十	各号の二に	各号のいずれかに
二十一	動詞「基く」の語幹「基」	基づ
二十二	動詞「行なう」の語幹「行な」	行
二十三	「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
二十四	外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
二十五	すみやかに	速やかに

2 前項の表三の項から十一の項まで及び十四の項から二十五の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、知事が別に定める。
(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十七号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年島根県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「該当する者」の下に「退職の日におけるその者の給料月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表九号俸の額に相当する額以上である者その他」を、「一年につき」の下に「当該給料月額に応じて」を加える。

第五条の二第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

附則第十二項中「又は」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百二十六号)附則第二条第一項の規定による解散前の」を加える。

附則第十三項中「現に」の下に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の」を加え、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三百二十六号)」を「同法」に改め、「引き続き」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の」を加える。

附則第十五項中「第四条の五の規定にかかわらず」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第十六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第十七項中「附則第十四項」を「附則第十五項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年島根県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条の五並びに」を削り、「百分の百十」を「百分の百四」に改める。

附則第六項中「三十五年を超え三十八年以下」を「三十六年」に改める。

附則第七項中「こえる」を「超える」に、「第四条の三及び第四条の五」を「及び第四条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例附則第十二項及び第十三項の改正規定は公布の日から、この条例附則第四項の規定は平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第十五項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第四条の五の規定にかかわらず」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」とする。

3 平成十六年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第六項又は第七項において例による場合を含む。)及び同条例附則第

六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「第四条の三まで及び」とあるのは「第四条の三まで及び第四条の五並びに」と、「百分の百四」とあるのは「百分の百七」と、同条例附則第六項中「三十六年」とあるのは「三十五年を超え三十七年以下」と、同条例附則第七項中「及び第四条の三」とあるのは「第四条の三及び第四条の五」とする。

4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第四条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第四条の二の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十八号

島根県子牛公正取引条例の一部を改正する条例

島根県子牛公正取引条例（昭和二十三年島根県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条本文中「本県」を「県内」に、「せり売」を「競り売り」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 国又は県に売却する場合

二 次に掲げる子牛を、県内において肉用牛を現に飼育し、又は飼育しようとする者に売却し、又は譲渡する場合

イ 和牛以外の牛に和牛の受精卵を移植することにより生産した子牛

ロ 所有者の疾病その他の事由により飼育管理することが困難となった子牛

第五条第一項中「せり売」を「競り売り」に、「附する」を「付する」に、「届け出で」を「届け出て」に改める。

第六条第一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第七条第一項中「せり売」を「競り売り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第五十九号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成十二年島根県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表四十一の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

